

実践活動事例集

◆婦負地区ブロック

八	尾
保	内
杉	原
八	尾
速	南
鶴	星
朝	坂
宮	日
古	野
音	里
神	川
山	保
	田

「一隅を照らす」活動事例

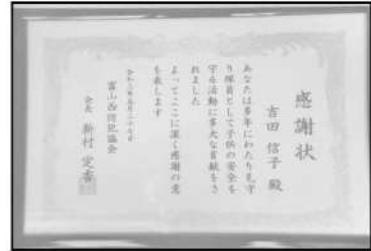
婦負地区ブロック
八尾地区民生委員児童委員協議会

重点1. 地域のつながり、地域の力を高める

〈事例テーマ〉 子育てを応援する地域づくりの推進

(1) 現 状

児童委員を意識して、日頃小中学校の児童の見守り活動を始めてから、今年で12年目となる。昨年、自治会の推薦を受け、富山西防犯協会より「子どもの安全見守り隊員」としての感謝状を頂き、益々見守り活動に専念する日々が続いている。



(2) 今、取り組んでいること

【5月6日(金)】

いつものようにバス通学の児童を出迎えていた時、1年生のF子がマスクをしていないことに気づき「Fちゃんマスクしていないけど忘れたの?」と聞くと、兄のT男が「カバンに予備のマスクあるはず」と探し始めるが見当たらない。もう一人の見守り隊員が「お母さんに電話するからマスク持ってきてもらおうね」と電話を掛けるが何度掛けてもつながらない。益々不安そうなF子を見て「おばちゃん家に子どものマスクあるから持って来てあげるから、先に歩いて行って」と言うやいなや走って家まで行き。マスクを7~8枚つかみ、急いで車を運転し子どもたちの場所までいきF子にマスクをかけてやり、カバンにマスクを入れてあげると。T男が

「僕の家のお母さん2歳の赤ちゃんに手がかかって大変だから、マスク忘れたんだわ」とお母さんの役割の大変さを理解している様子に感心すると同時にやさしさを感じた。

【5月7日(土) 夕方】

玄関のチャイムが鳴ったので出てみると、F子とT男とお母さんと2歳の赤ちゃんの4人がニコニコ顔で訪ねてきた。F子が「マスクくれてありがとう」とお菓子のケースを差し出してくれた。かえって余計に気遣いさせて申し訳ない気持ちで一杯になった。お母さん曰く「いつも温かい言葉を掛けてくれたり、バスから降りる時手を持って下してくれたり、毎日安心してバスに乗せられます。本当にお礼の気持ちです。私、鹿児島から嫁いできたのですが、本当に温かい地域で助かっています」とのこと、せっかくのご厚意なので頂くことにした。またT男が、お母さんの大変さを十分理解している様子や兄としての自覚も垣間見られとても思いやりのやさしさが育っている様子を伝えると、嬉しそうに聞いていた。

【6月17日(金)】

いつものように、バス通学の児童を出迎えていると、F子の姿が見られなかったの

で、兄のT男に尋ねると「熱と咳が出るから今日は学校お休みした」とのこと。

【6月18日（土）】

授業参観の学校行事の日もF子は学校をお休みした。どうしているかな？と心配になる。

【6月19日（日）】

F子が2日間も学校をお休みしているので心配になったのと、以前お菓子を頂いたので、そのお返しがしたく、くだものと3人の子どもたちに手紙とお菓子を持ってお見舞いに行く。

F子の家を訪問すると、庭先でお父さんが2歳の赤ちゃんをビニールプールで遊ばせていた。自分は見守り隊をしていて、F子ちゃんが学校をお休みしていたのでお見舞いに来たことを話すと、Fちゃんを呼んでくれた。「Fちゃん、もう身体だいじょうぶ？治った。おばちゃんFちゃんが病気で学校をお休みしてたから心配になって、お見舞いに來たが。くだもの食べて元気になってね。お手紙も書いてきたから読んでね」と一人一人にお菓子と一緒に手紙を渡すと「ありがとう」と嬉しそうに受け取った。お母さんも近くの畑から帰って来て「いつもお世話になっています。わざわざ来ていただきてすみません。子どもたちに沢山ありがとうございます」とお礼を言われ、帰りに採りたての野菜を持たせてくれた。

【7月2日（土）】

夕方、F子ちゃんのお母さんが来訪され、家で作った無農薬の精米したばかりのお米と孟宗だけの缶詰を持ってきて、先日のお見舞いのお礼を言われ、手紙も添えてあった。封筒の中にはT男とF子の手紙も入っており、とても心が温かくなつた。

【7月20日（水）】

「小学校と民生児童委員との懇談会」において、F子の家族との事例を話し聞いてもらう。

(3) 今後、取り組んでいくこと

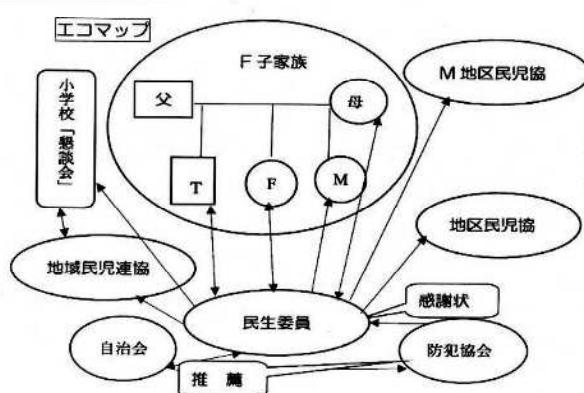
児童委員として、F子の家族と関わった実践事例について、まずは身近な自分の家族に話し、地区民児協の定例会を通して、あるいは地域の民児連協の役員会で、強いては「小学校の民生委員との懇談会」において話し伝えていくことが大切だと思っている。

地域の子どもたちの「身近なおとな」としての関係づくりを進め、率先して「子育て応援団」となり、子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていきたいと考えている。

(4) 連携する機関（重要度順）

右のエコマップを参照

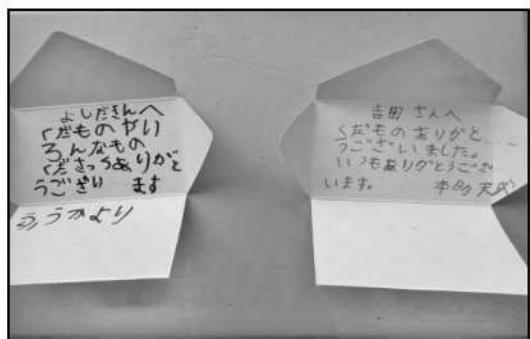
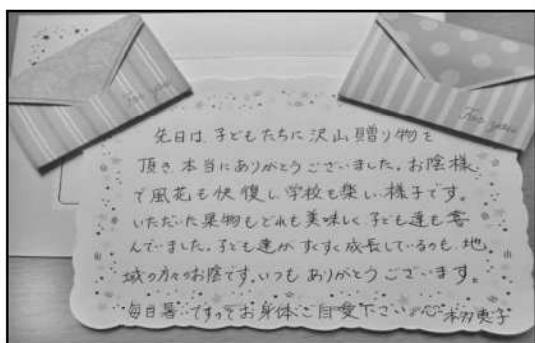
- ・小学校 ・他地域の民児協
- ・自治会 ・防犯協会
- ・各種団体



(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

支援を必要にしている人の発見と、心を寄せ合いながらの見守りの難しさを、共有しながら活動してゆく。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付



「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
保内地区民生委員児童委員協議会

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとをささえる

<ポイント>

これまで以上に地域住民とのネットワークを構築し、地域の「気になる人」を早期に発見し適切な支援につなげる。

同時に、既存の支援制度だけでは解決困難な課題も少なくないことから、地域の特性を活かした新たな支援・サービス創造への提言・提案等を進めていく。

<テーマ>

積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進

(1) 現 状 【事例概要】

<きっかけづくり> Aさん（女性）の事例

対象者Aさん（女性）は40代の頃、他県から移ってこられた、富山県人がよく使ういわゆる「旅の人」です。前任の民生委員児童委員からの申し送りと高齢者台帳による見守りを始めました。

明朗で話し好きな方でしたが、いろいろと辛い過去を持っておられるらしく、実姉との連絡はとれていましたが、実の娘さんとは音信不通でした。

Aさんは2018年ごろから体調をくずして入退院を繰り返すようになりました。

このような状況下、それまでAさんを見守っていた富山型デイサービスのデイサービスありがた屋、八尾北・山田地域包括支援センター、デイサービスふわり、民生委員児童委員、福祉推進員が保内地区社会福祉協議会の「ケアネット活動」で連携を図ることになりました。

(2) 今、取り組んでいること

<具体的活動>

- ・一時退院の折には、一人アパートへ帰るのは寂しいと言って、デイサービスありがた屋で面倒を見てもらう（食事の介助・話し相手）
- ・アパート生活では、ヘルパー訪問、夕食の配食、デイサービスでの入浴介助を受ける。
- ・アパート生活では、民生委員児童委員、福祉推進員、ケアネット活動の近所の住民も関わり、見守り・声かけなどの状況について「ケアネット活動報告書」を記入・作成し報告書を社協へ提出している。

(3) 今後、取り組んでいくこと 【地域ぐるみでの見守り活動】

一人暮らしの寂しさはその身になった者でなければわからない、その寂しさはデイサービス、ヘルパー、福祉推進員、近所の気兼ねなく会話ができる住民・班の方々そして

て民生委員児童委員、この様な方々のおかげで寂しさは少しだけでも薄れる時があることがうれしいと言っておられました。

(4) 連携する機関(重要度順)

- ・地域包括センター
- ・福祉事業者
- ・社会福祉協議会
- ・自治会（住民）

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

<効果については>

一人暮らしの寂しさを癒やすのは、デイサービスへ行くことや、ヘルパー、福祉推進員、近所の人達と民生委員児童委員に気兼ねなく話しをする事と言われます。

<課題については>

- ・健康面においては、これ以上悪化しないよう十分注意する。
- ・夕食配食についても本人の健康を考慮し、減塩の食事にしてもらう。

これは、Aさん本人が言われたことですが
「自分が亡くなった後は、この身体は献体して医療のために使って欲しい」
本当に頭が下がりました。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

特になし

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
杉原地区民生委員児童委員協議会

重点1 地域のつながり、地域の力を高める

<ポイント>

住民が課題を抱え、孤立してしまうことを防ぐ「予防の視点」の取り組みを重視していく

<事例テーマ>

- (1) 自治会・町内会活動と民生委員児童委員活動との連携強化
- (2) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力

1. 現状（取り組みのきっかけ）

杉原地区社会福祉協議会（以下、地区社協）の会長に昨年度から就任されたMさんから地区社協の事業のひとつとして、ひとり暮らし高齢者宅の除雪ボランティアを企画できなかいかと、相談を受けたのは10月初旬だった。

Mさん曰く「ひとり暮らし高齢者が普段の生活の中で、一番苦労されるのは除雪ではなかろうか。除雪を希望するひとり暮らし高齢者と、除雪に協力できるボランティアを登録し、ボランティアには地区社協からいくらかのお礼をするシステムを作れないだろうか。」また、「除雪の範囲は玄関から通りまでとして、人が歩ける幅でどうか。」とのことで、これは富山市の『おらっちゃん雪かき隊』と同じ想定ということであった。

2. 今、取り組んでいること

民児協10月定例会でMさんに同席いただき、除雪ボランティアについて協議した。

- ・対象になる戸数は10～20戸と思われる。
 - ・区長を通して実数把握するのが良い。
 - ・民生委員が除雪すると思われるのは好ましくない。
 - ・以前から隣の除雪をしているが、民生委員ではなく、隣人として行っている。
 - ・除雪のために車で駆けつけても、駐車スペースがなく迷惑になる。
 - ・近所同士のグループで除雪するのが望ましい。
 - ・屋根雪下ろしの相談を受けたことがある。
 - ・対象者は災害時避難行動要支援者に絞ればよいのでは。等の意見があり、地区社協から区長宛てに現状調査依頼文を郵送することになった。
- 11月定例会で各地区の対応状況を確認したところ、
- ・「ひとり暮らし高齢者に関することだから民生委員で対応して欲しい。」と、いち区長から依頼があり、区長と相談し、一緒に調査をすることになった。
 - ・その他の地区は、区長が現状調査をして頂けた。

3. 今後、取り組んでいくこと

現状の把握と降雪時の除雪プランの作成と実行計画策定。

4. 連携する機関(重要度順)

- ・自治会・町内会
- ・各種団体（住民同士）

5. 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

＜課題＞

現状調査票の提出期限は12月25日であった。降雪期を迎えるにあたり、より切実な現状が浮き彫りになるかと思われた。

高齢者等要支援世帯除雪支援状況調査結果（抜粋）

地区	全戸数 (約)	要支援世帯	支援の現状			
			近所が支援	親族が支援	要支援	ほか
A	480	なし				
B	430	12	6	5	1	
C	360	2	1		1	
D	290	7		7	1	
E	110	5	5			
:						
全体	2200	36	18	15	3	

全17地区の内、戸数の多い5地区についての結果が上表である。

戸数の多いA地区で要支援世帯がないと報告されているなど、地区、区長により対応に温度差を感じられ、データとしての信頼性も少々あやしいものの、杉原地区全体で約40世帯が除雪の支援を必要としており、その9割は近所または親族の方が支援していることがわかった。また、3世帯が支援を受けていない実情が明らかになった。

＜この調査を進める中で＞

- ・お礼を受け取ることで縛られるのは困る。（ボランティア側）
 - ・踏み固めて歩ければよいので、除雪は不要。（要支援者側）
- という声も聞かれた。「確かに、その通り！」ではある。

＜これからの取り組み＞

この度の取り組みは、新しいものを構築するまではいたらなかったが、「除雪」を通して各地区、区長に「避難時要支援者支援制度」や「ひとり暮らし高齢者世帯の実態」について改めて考えていただく機会となったのは一つの成果と言えるのではなかろうか。

当初考えていた「登録・助成金システム」は、実情にそぐわないようであることもわかつてきて、目指すべき方向を「除雪に限らず、日頃からの近所の交流促進を図る」ことが重要で、そのための事業を地区社協とともに考えていきたい。

また、これまで当民児協と地区社協はあまり交流がなく、民児委員は地区社協の理事に

名前を連ねているものの、理事という自覚はほとんどなく「地区社協って何?」という感じだった。今年度から民児協定例会に地区社協会長が同席されることになり、民児委員にとって知見を広める一助になり、担当地区だけでなく杉原地区や八尾地域に目を向けた活動を展開できることと期待している。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

上記に記載

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
八尾南地区民生委員児童委員協議会

重点1 地域のつながり、地域の力を高める

- テーマ 「安心カード」をすべての地区で取り組む
〈ポイント〉 6地区の活動を少しでも平準化する

(1) 現 状 〈概要〉

八尾南民児協は八尾町山手6地区で構成されています。各地区にはそれぞれ地区民児協と社会福祉協議会が設置され、取り組みも各地区様々に実情に合わせての状況となっています。

(2) 今、取り組んでいること

- ・3年前の令和元年「第13集」では今後の課題として、「6地区社協の取り組みが違っているが、民生委員が中心となり取り組みの標準化を図る」と記載しています。
- ・原稿提出後、平均化を図るために一人暮らし宅に「安心カード」を6地区で取り組むことを定例会で決めました。(標準化を平準化に修正)
- ・1地区では以前から冷蔵庫の中に入れる命のバトンの取り組みが行われていました。しかし、命のバトンは冷蔵庫の中でどこにあるか分からなくなるなど問題点があり、冷蔵庫のドアにはハートマークを付けて張り付ける事としました。
- ・取り組みは各地区の社会福祉協議会の事業としました。
ただ、取り付けた一覧表を消防署に持参したが、必要ないと断られ、趣旨の説明だけしました。
- ・毎年記載内容が変わっていないか聞き更新しています。

○「安心カード」が役立った例

令和4年5月連休中に、更新するためYさん宅に行ったところ、「動けないんだ、助けてくれ。3日間風呂に入っていないんだ。携帯電話も壊れた。」と訴えられ、部屋に入るとベットの上で起き上がりれなく困っていました。

包括支援センターに連絡し、看護婦と社会福祉士に来てもらい腰痛の薬を飲むことなどの処置と、携帯電話のトラブルを解消してもらい、断っていたホームヘルパーを再度お願いする事にしました。

2日後、近くの住民から「台所で倒れ大声を出して呼んでいたので、救急車を呼んだが乗らなかった。」と連絡があり、その後、消防署から「安心カード」に記載していた民生委員に乗らなかった経過の報告が有りました。

翌日、Yさんの兄弟に連絡したところ、救急車を呼んで入院となりましたが、数日後亡くなつたとの連絡がありました。

残念な結果となりましたが、最後に家族に見守られたことで、「安心カード」が少しでも役に立ったと思っています。

○高齢者もいる家庭での「安心カード」の取り組み

若夫婦と高齢者二人暮らし家庭で息子が意識不明で倒れましたが、親はお嫁さんの勤め先や携帯電話もわからぬ事が有りました。

そのために高齢者二人の名前や家族などの連絡先を記載できる A4 の「安心カード」(下記図)を作り、自治振興会と話し、区長さんに全戸配布してもらいました。冷蔵庫のドアに張り付け、玄関内側にはハートマークを付けてもらうことをお願いしました。ドア貼り付けの為のマグネットも配布しました。

何もないことに越したことはないのですが、万一の場合に少しでも役立てばよいと思います。

この事業を通して定例会では「安心カード」の話題が話されるようになりました。

(3) 今後、取り組んでいくこと

- ・「安心カード」の取り組みの継続。
- ・今後の活動として、様々な活動を 6 地区での平準化を進める取り組みをして行きます。例えば、「いきいきサロン」の平準化などに取り組み、高齢者が元気で長生きできるよう努めたいと思います。

(4) 連携する機関(重要度順)

- ・八尾南民児協（八尾町山手 6 地区）・各地区社会福祉協議会・自治会・各種団体
- ・包括支援センター

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

今後、6 地区での様々な活動を精査して、6 地区で共通の課題や活動に焦点を当て、それらの活動の平準化に向け取り組みをして行きます。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

緊急連絡安心カードを添付

《冷蔵庫のドアに張り付けて下さい》

緊急連絡安心カード (秘)

高齢者2人用(日中1人・2人)

令和 年 月 日作成				
ふりがな	性 別	生年月日		
氏 名	男・女	T-S		
【医療機関情報(任意)】掛かりつけの病院・医院				
病院名	住 所又は電 話			
【緊急連絡先】				
氏 名	姓 桔	住 所	携 帯 電 話	自 宅 電 話
(1)				
(2)				
(3)				
【相談窓口】				
名 称	電 話	名 称	電 話	
八尾地域福祉課	455-2461	野積駐在所	455-2420	
八尾南包括支援センター	454-5506	野積地区センター	454-3001	
八尾保健福祉センター	455-2474	担当マネージャー		
救急車・火事		事件・詐欺など		
		119番		
【担当民政委員】※あなたの地区の担当役…困った時、心配ごと等がありましたら、いつでもご連絡下さい				
氏 名	携 帯 電 話	自 宅 電 話		
民政委員交代の場合下記欄へ				
氏 名	八尾町	携 帯 電 話	自 宅 電 話	
このカードは万一の場合、救命係員や近辺の方が連絡する時に利用します。それを理解して個人の責任で表示してください。				
設置日 令和 年 月 日				
野積地区社会福祉協議会				

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
速星地区民生委員・児童委員協議会

事例事項

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させる

<ポイント>

日本が誇るべき財産ともいべき、民生委員・児童委員制度を守り、次代に引き継いでいく。

事例テーマ

(1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援

定例会の充実を図り、民生委員活動に必要な研修機会を提供した事例

概要

<きっかけづくり>

従前、当民児協は地区社協に事務局的支援を受けていたようです。

しかし、現在は、地区社協から事業協力の要請を受けるだけで、事務的な支援はありません。

また、当民児協では、3年毎の一斉改選で3割～5割の委員が退任され、1期2期で退任される委員がその半数を占めていました。

さらに約3割の地区は、改選毎に新任の委員と代わっていました。そのため、新任の委員は民生委員活動にどう取り組めばよいか、わからない状況で始まり、新任研修を受け、ある程度理解した頃には退任するということが続いていました。

このような状況下、当民児協の機能維持、強化をどう図るか、課題でした。

平成25年12月の一斉改選で当民児協の民生委員19名中、10名が新任となり、当時の会長が「前回も新任9人、今回も10人では、民生委員活動の維持がむずかしい。皆さんと知恵を出し合い、少しづつでも改善しましよう。」と提案されました。

まず、効果的かつ有意義な定例会とするため、定例会の議題、報告事項の様式を決めました。定例会後、議事録を作成し、欠席した委員へ定例会の議事資料を後日提供し、情報の共有化を図る取り組みを始めました。

<具体的活動>

平成28年12月より新任の委員にも納得してもらい、円滑に定例会を進めるために、当民児協の規約、組織の見直しを行い、定例会で説明し、総会で決定しました。

規約には、当協議会の目的は当然、会議でもある定例会、総会、役員会は何を行うか定め、副会長を2名に増やし、役員5名体制として活動を始めました。

また、講習・研修会や民生委員活動等の参加委員には研修費、活動費等を支給することなどを会計処理細則に定め、さらに平成30年7月の個人情報保護法改正に基づき、情報取

扱細則を定めるなど、その後も規約の一部改定を行い、活動してきました。

このように規約、組織の見直しに基づき、毎月開催される富山市民児協の会長会後、定期例会前には役員5名で会長会での情報について、意見交換する役員会を行い、共通認識を持って定期例会を開催してきました。

令和2年4月から新型コロナウイルス感染拡大のため、感染予防の観点から講習・研修会が延期、中止となりました。定期例会の会場が確保できず、公民館の玄関ロビーで資料配布だけという定期例会がありましたが、その後は広い会場が確保できました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大は収まらず、令和元年12月に新任民生委員となつた9名の委員は、本来なら受けている講習・研修会が延期、中止となりました。

このような状況下で県や市の研修を待つより、当民児協の児童福祉に関してベテラン委員の話や地区の保護司の話を聞くのはどうかとか、いろいろな案が提案されて、役員会では「当民児協で研修会を開催しよう」という話になりました。

まず、民生委員と同じく守秘義務があるということで、地区の保護司の方を講師に「保護司の活動を理解するための研修会」を令和3年3月24日(水)14時～15時、委員18名の出席で開催しました。この研修会は、まずはまず評価だったので、令和3年度事業計画に次のような研修会を計上し、実施しました。

開催日時	場所	研修テーマ	講 師	出席者数	備 考
5月26日 14時～	婦中ふれ あい館	介護福祉サービ スの研修会	介護福祉サー ビス事業者	18名	当民児協の 民生委員
9月22日 14時～	婦中ふれ あい館	ファミリーサポ ートの研修会	サポート会員	17名	当民児協の 民生委員
10月27日 14時～	速星公民 館	成年後見制度の 研修会	富山市社協 生活支援係長	19名	市社協の出 前講座
12月22日 14時～	速星公民 館	障がい者福祉に 関する研修会	富山市障害福 祉課係長	19名	富山市出前 講座

<効果や課題>

今回の研修会は、ベテラン委員から「初めて聞く話だった」とか、新任委員から「具体的な事例や行政サービスの詳しい話を聞くことができ、知見が広がった」と好評でした。

ただ、現状の事務局機能のままで単位民児協でこのような研修を継続していくことは、役員の負担が重く、むずかしいと思います。

今後、民生委員活動を円滑に行うためには民生委員が「個人情報の守秘義務」について理解を深めるとともに、地域の諸団体と信頼関係を築いて協力を得られるように取り組む必要があると思います。

民生委員の任期を2期、3期と伸ばす課題には、民生委員選任にあたり「民生委員は町内会の役員ではない」ということを地域の方々に理解してもらい、2期、3期と活動できる方の選任をお願いする必要があると思います。



「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
鶴坂地区民生児童委員協議会

重点1 地域のつながり、地域力を高める

〈テーマ〉

- (1) 自治会・町内会活動と民生児童委員活動の連携強化
- (2) 住民同士が支えあう仕組みづくりへの協力

(1) 現 状 〈きっかけ〉

鶴坂地区民生児童委員協議会（以下、協議会）の地区は郊外の急激な住宅団地の造成により人口（令和3年：約12,000人）が増加し、現在は19人の委員で構成、来年度には1人増員の予定です。

鶴坂校区年齢3区別人口

年齢	17	22	26	27	28	29	30	令和元	2	3
0～14歳	1,532	2,089	2,172	2,209	2,202	2,188	2,206	2,111	2,037	1,969
15～64歳	5,629	6,988	7,305	7,378	7,421	7,535	7,673	7,608	7,643	7,645
65歳以上	1,184	1,505	1,863	1,950	2,002	2,051	2,117	2,182	2,238	2,297
計	8,345	10,582	11,340	11,537	11,625	11,774	11,996	11,901	11,918	11,911

鶴坂小学校においても生徒数（令和3年：823人）も多く小学校との連携が一層重要なとなり、そのため生徒の心配事相談も多くなっています。

協議会では、3年ごとの一斉改選、任期途中での病気等、1期～2期で退任される方が多い状況にあります

(2) 今、取り組んでいること

協議会は地区社会福祉協議会から多くの事業協力の依頼を受け、地区公民館からの協力を受ながら活動しています。

ここ数年コロナ禍で研修機会が少なく、新任委員は民生児童委員活動をどのように実践すればいいのか戸惑う事が多いのが現状となっています。

協議会では月1回の定例会で、一人一人の委員から前月の活動報告と課題を発表して、参加者全員で課題を共有し、みんなで課題解決の方策を提案しています。

(3) 今後、取り組んでいくこと

「地域とのつながりの強化及び委員相互の関係強化とスキルアップ」

- ・自治会・町内会活動と民生児童委員活動の連携強化を通して「住みよい地域づくり」への協力。
- ・協議会の月1回の定例会を充実させ、コロナ禍でも一人一人の委員が課題を発表して、参加者全員で課題を共有し、課題解決の方策を協議し合ってスキルアップを目指す。

(4) 連携する機関(重要度順)

- ・社会福祉協議会・自治会（町内会）・地区センター・各種団体

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

〈課題〉

- ・自治会・地域住民の民生児童委員の活動内容の理解不足が否めない。
- ・児童数の増加に伴い問題等の相談も多くなり、情報共有に対する小学校側の民生児童委員との連携や役割分担などについて、学校側に認識不足があるように思われる。

●民生児童委員から現状の地域に対する課題への意見

- ・住民の民生児童委員への知名度は乏しく、町内会の役員名簿にもようやく記されたほど。
- ・コロナ禍でのいきいきサロンの運営困難に悩んでいる。
- ・安否確認のための訪問を拒否される方や登録を拒否される方への対応に苦慮している。
- ・援護者の掘り起こしが大変である。
- ・民生委員の選出方法に苦慮している。
- ・自治会・各団体との該当者の把握が分散している。
- ・町内会の活動に参加、民生委員の理解度を深める。
- ・自治会との情報共有が必要である。
- ・関係機関との連携が必要である。

〈今後の取り組み〉

- ・今年度は民生委員の改選期に当たる、1期で任期を終わるのでなく、2期、3期と務められる環境の整備や民生児童委員の活動への理解を深め、民生委員活動を広く理解いただく事が、これから重要になってくる。
- ・特に民生委員推薦準備会での推薦される民生委員のなり手不足解消には、民生児童委員への理解と認知の向上を高める必要が求められている。
- ・地域住民への民生児童委員制度の周知案内と各種支援制度（利用者の発掘）のPRを図る。
- ・小学校との定期的な緊密な情報交換による連絡会の開催を進めていく。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

特になし

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
朝日地区民生委員児童委員協議会

重点1 地域のつながり、地域力を高める

重点3 民生委員・児童委員制度を守り発展させる

テーマ 住民の生活状況の適切な把握と地域の災害対策意識の向上を目的とする「地区世帯名簿」等の作成

1 現状

朝日地区は、7地域416世帯で成り立っています。令和3年4月現在、人口1,430人で、65歳以上の高齢者は463人（内一人暮らし高齢者44名）、朝日小学校の全児童数は61名という、少子高齢化が顕著な地区です。

そこで自治振興会を中心に高齢者支援対策、地域活性化対策、児童増加対策に積極的に取り組んでいます。

朝日地区民児協では、特に一人暮らし高齢者をはじめ配慮を要する住民への支援に努めています。

その活動の中で、かねてより次のような課題がありました。

○ 住民の生活状況の把握について

- ・民生委員担当地域の世帯の世帯票等が整備されておらず、各民生委員や児童委員は高齢者や児童をはじめとする住民の生活状況の把握について不十分であった。

○ 地域の災害対策について

- ・災害時、支援や配慮を必要とする住民の把握が不十分である。
- ・災害時の安否確認や救助体制が不十分である。

これらの解決策の一つとして、朝日地区の世帯名簿の作成を行うことを自治振興会に提案し、当民児協が中心になり作業に入りました。

2 今、取り組んでいること

①地域世帯名簿作成の経過（令和3年2月～4月）

- (1) 朝日地区民児協が世帯名簿作成案を作成する。
- (2) 朝日自治振興会等に世帯名簿作成案を提示し、承認を得る。
- (3) 朝日地区民児協が各世帯への世帯票提出依頼状等の書類（資料1～5）を作成する。
- (4) 各集落総代の協力を得て、各世帯へ世帯票の提出依頼及び回収を行う。
- (5) 世帯票回収後、民生委員が各担当地域の世帯名簿を作成する。
- (6) 朝日地区民児協会長が全体名簿を作成する。

※世帯票の回収率は全体で87%

- (7) 作成した世帯名簿をもとに、「朝日地区高齢者名簿」、「朝日地区災害時支援者名簿」、「朝日地区児童名簿」を作成する。
- (8) 世帯名簿は地区行政センターで保管し、各地域の世帯票及び世帯名簿は、各地域担当民生委員が管理することとする。

②作成にあたっての配慮事項

- ・個人情報の取り扱いについて、民生委員・児童委員制度や個人情報保護法などをもとに、十分に研修し理解を深める。
- ・世帯票作成の意義や目的等について住民に十分に理解してもらう。
(資料1、2)
- ・個人情報保護対策について住民に十分に理解してもらう。(資料3)
- ・世帯票の記入内容は必要最小限にする。
(資料4)
- ・世帯名簿は災害時及び民生委員の活動時に利用しやすいよう工夫する。
(資料5)

3 今後、取り組んでいくこと (当民児協の今後の取り組み)

- (1) 個人情報の厳格な管理とともに、新しい情報の収集に努め名簿の更新を行っていく。
- (2) 高齢者、児童、弱者をはじめ、地域住民の生活状況の一層の把握に努める。
- (3) 災害時における、高齢者、障害者等配慮を必要とする弱者への支援活動の在り方を具体化していく。

4 連携する機関 (重要度順)

- ・朝日自治振興会
- ・各種団体

5 添付資料

- 資料1 朝日地区世帯名簿の作成について（お願い）
- 資料2 「朝日地区世帯名簿」作成に関するQ&A
- 資料3 朝日地区世帯名簿及び世帯票取扱規程
- 資料4 世帯票
- 資料5 朝日地区世帯名簿（記入例）

資料 1

令和3年3月7日

朝日地区世帯主 各位

朝日自治振興会会长

金田 修一

朝日地区民生委員児童委員協議会会长 堀 博昭

朝日地区世帯名簿の作成について（お願い）

早春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、近年、温暖化が進む中、大きな洪水や地震等の災害が発生しており、多くの人命や財産等が失われています。

これまで朝日地区では、避難訓練等の災害対策を行ってまいりましたが、より現実的な災害対策を講ずることが求められています。

そこで、本会では、災害時に住民の安否確認や要援護者の把握など迅速な対応ができるよう、下記の要領で『朝日地区世帯名簿』を作成することにいたしました。また、これは住民の方々への日常生活支援活動の際にも、民生委員が必要に応じて利用させていただきます。

つきましては、別紙『世帯票』に必要事項を記入していただき、厳封でご提出をお願いいたします。

皆様の個人情報は、下記の目的に関する活動に限り利用し、取り扱いには十分に注意いたします。

世帯票のご記入・ご提出については強制するものではありませんが、ぜひ趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 世帯名簿作成の目的

- 災害等緊急事態発生又は発生の恐れがある場合の緊急連絡、安否確認、救助活動を行うため
- 高齢者、障害者、児童、要保護世帯への生活の見守りや支援活動を行うため

2 世帯名簿の利用について

- 下記の場合にのみ利用します。
 - ・災害等緊急事態発生又は発生の恐れがある場合の緊急連絡や安否確認、救助活動
 - ・災害発生時の避難行動計画に関する会議等
 - ・高齢者、障害者、児童、要保護世帯への生活の見守りや支援活動
 - ・高齢者、障害者、児童、要保護世帯への生活の支援計画に関する会議等

3 世帯名簿の取り扱いについて

- 作成した世帯名簿は、USBメモリに入力保存し、管理者（本会会長）が保管し適正に管理します。
- 提出後、記載内容に変更が生じた場合は、その都度、各集落担当の民生委員を通して修正してください。
- 詳細については、別に定める「朝日地区世帯名簿及び世帯票取扱規程」により取り扱います。

4 世帯票の記入について

- 世帯票記入例を参考に記入してください。
- 記入したくない項目は記入していただかなくてもかまいません。

5 世帯票の提出について

- 令和3年3月21日（日）に各集落の班長が回収に伺いますので、世帯票提出封筒に入れ、ご提出ください。※提出は強制ではありません。
- 各総代は全体をまとめ、各集落担当の民生委員に提出してください。

資料2

「朝日地区世帯名簿」作成に関するQ&A

Q 世帯名簿作成は、なぜ必要なですか。

A 災害時（ライフラインや、交通が大規模に遮断される強い地震や洪水を想定）

- ・住民の迅速な安否確認と救助活動のため
- ・要支援者の把握のため
- ・被災した要支援者、児童等の保護者への連絡のため
- ・食料や物資の手配をする際の必要数の把握のため
- ・避難行動計画に関する会議に利用のため

生活支援（地域民生委員児童委員の活動）

- ・見守りや支援を必要とする高齢者や障害者等の状況把握のため
- ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握するため
- ・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助ため

Q 自治会で世帯名簿を作成してもよいのでしょうか。

A 個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に施行されました。この法改正により、自治会・町内会を含む全ての団体が個人情報保護法の適用対象になりました。

これにより、各自治会・町内会が、個人情報について、①適正な取得（利用目的の特定、利用目的の通知・公表）、②安全管理措置、③第三者への提供時のルール等を遵守すれば、自治会・町内会で名簿を作成し、使用することができます。

Q 行政の住民基本台帳を利用すればよいのではないのでしょうか。

A 行政の住民基本台帳では、災害時や生活支援時に必要な情報が不十分です。また、行政の住民基本台帳の提供については、自治会の皆さんとの了承を得る配慮が必要だと思われます。その場合には、自治会内に所属する住宅の全住所を市に提供して、自治会の皆さんとの承認が必要となります。

Q 個人情報の保護は大丈夫ですか。

A 目的外の利用はしません。別に定める「朝日地区世帯名簿及び世帯票取扱規程」により厳格な管理と取り扱いを行います。

データはUSBメモリで保存し、パスワードをかけ、朝日地区センターの保管庫に保管します。世帯票は各集落担当民生委員が保管します。取り扱いは管理者（会長）又は会長が指定する事務局員と民生委員とします。

Q 世帯票は必ず提出しなければならないのですか。

A 提出は強制ではありません。趣旨に同意していただければ提出してください。

Q 世帯票に記載したくない事柄がある場合は？

A 記入したくない部分があれば空白にしてもかまいません。

Q 世帯票提出後、記載内容に変更が生じた場合はどうしたらよいのですか。

A 各集落担当の民生委員にお伝えください。世帯主の同意を得たうえで世帯票に加除修正します。

それをもとに台帳の記載内容も変更します。

資料3

朝日地区世帯名簿及び世帯票取扱規程

(目的)

第1条 この取扱規程は、朝日地区自治振興会及び朝日地区民生委員児童委員協議会（以下「本会」という。）が保有する朝日地区世帯名簿（以下「名簿」という。）について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

(個人情報の取得)

第2条 本会は、朝日地区自治振興会会长と朝日地区民生委員児童委員協議会会长（以下「会長」という。）が「世帯票」を、朝日地区住民又は住民になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 本会が住民から取得する個人情報は、家族氏名（同居人を含む）、生年、性別、住所、電話番号、緊急時の避難支援の要否、緊急時連絡先、その他連絡事項などで世帯主が同意する事項とします。

第3条 (周知) 一略一

(管理者)

第4条 本会における名簿及び世帯票の管理者は、会長とします。

第5条 (取扱者) 一略一

第6条 (秘密保持義務) 一略一

(利用)

第7条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動に際してのみ利用します。

- (1) 災害等緊急事態発生又は発生の恐れがある場合の緊急連絡や安否確認、救助活動
- (2) 災害発生時の避難行動計画に関する会議等
- (3) 高齢者、障害者、児童、要保護世帯への生活の見守りや支援活動
- (4) 高齢者、障害者、児童、要保護世帯への生活の支援計画に関する会議等

(管理)

第8条 名簿は、USBメモリに保存し、会長又は会長が指定する事務局員が朝日地区センターの保管庫に保管し、適正に管理します。

2 世帯主から取得した世帯票は各集落担当民生委員が管理します。

3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第9条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、世帯主の同意を得ないで第三者に提供しません。

- (1) 世帯主から個人情報を取得する際に同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第10条 (第三者提供に係る記録の作成等) 一略一

第11条 (開示) 一略一

第12条 (世帯票の訂正等) 一略一

第13条 (漏えい発生時等の対応) 一略一

第14条 (開示請求及び苦情相談窓口) 一略一

(附則) この取扱規程は、平成3年3月7日から施行します。

資料 4

世 帯 票

記入日 令和 年 月 日

【 安田 小泉 上下条 下下条 上友坂 下友坂 総野 】

世帯主氏名			
住 所	婦中町	班	
電話番号	- - -		
緊急連絡電話 (携帯電話)		氏名(続 柄)	()

家族構成						
ふり がな 氏 名	性	続柄	生 年	年齢 誕生日後	職 業	備 考
	男 女	世帯主	大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		
	男 女		大・昭・平・令 年 西暦 年	才		

(緊急時に援護・配慮してほしいこと、生活上配慮してほしいこと)

資料5

朝日地区世帯名簿 (令和3年3月調査)

2021/12/31

小泉

1班

*数字は半角で入力

個人No.	世帯No.	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	職業	住所	電話	緊急電話	配慮事項	備考
記入例		朝日 太郎	m	世帯主	1960/1/1	61	婦中化学工業	友坂123-4	469-8888	090-1234-5678		
		花子	f	妻	1961/1/1	60					足が不自由（歩行困難）	
		勝	m	子	1995/1/1	26	会社員					消防団員
		美麻	f	子の妻	1997/1/1	24	公務員					
		美里	f	子の子	2019/1/1	2					食物アレルギー（鶏卵）	
		沙織	f	子	2000/1/1	21	大学生	東京都				
		茂雄	m	父	1925/1/1	96						○○苑入所
		春子	f	母	1930/1/1	91					軽度認知症	○○苑通所（火木）
1						121						
						121						
						121						
						121						
						121						
2						121						
						121						
						121						
						121						
						121						

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック

宮野地区民生委員児童委員協議会

(様式 1)

事例事項

重点2 さまざまな課題を抱える人びとをささえる

テーマ：ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の孤立を防ぐために、日頃の見守り活動やケアネット活動等の取り組み

(1) 現状 [地域の高齢者の実態と意識]

子どもが成人して都会に出て、親だけが残され、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えている。また、こどもが結婚して近くの団地に住むが、親の世話ができず、本人の同意なしに施設に入居させられた高齢者や、80-50問題の家庭など、難しい問題をかかえた高齢者もいる。さらに、運転免許の返納で買い物に不自由を感じながらも、高齢者本人は地域の人の目を気にし、人の世話になりたくないと考える傾向がある。

(2) 今、取り組んでいること {具体的な取り組み}

①毎月の定例会にて、各委員が現在取り組んでいる一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り活動における課題や対策について、互いに意見を出し合い、話し合う機会を持った。

②ケアネット活動の実施：見守り等が必要と思われる世帯を2人以上でチームを作り、12チーム29人で実施。この活動に地域住民や福祉推進員、社会福祉協議会の協力も得た。

(3) 今、取り組んでいること・取り組んできたことの事例

事例1 知的障害者の娘の将来を心配する高齢の母親と向き合って

足腰が不自由、しかも内臓に持病があり、家の中を這いながら移動する80代の母親に配食サービスとケアネット活動を6年以上行ってきた。母親は「身体の具合が悪いけれど、長女のために少しでも長く生きてやりたい。」としみじみ語った。彼女は近所の人に何かと気を遣うので、心配ごとなどは話せず、民生委員と自治会長を長く勤めた地元有力者（ケアネットのメンバーで福祉推進員）だけが安心して話せるようだった。「長女のことをよろしく」が彼女の一つの願いだった。母親は今年2月に亡くなった。葬儀の後、次女が私の家を訪問され、母親のケアのお礼と、引き続き長女のケアの依頼をされた。幸いに、長女は元気よく通勤している。地域の目を意識し、気張って生きていた以前とは異なり、穏やかになって、喜んで応対し、食事もきちんと取っているようだが、今回のこと改めて、長女へのケアがこれで十分だったのか考えさせられる機会となった。

ところが、最近（7月20日）、ゴミステーションで、次女と福祉推進員との3人で話しをする機会があった。母親に代わって次女が長女の世話をし、二人で母親を想い出して毎日泣いていること、母と二人の娘の絆が強かったことを語ってくれた。残された二人は母との絆のもとに結ばれて、しっかりと頑張って生きようとしていることがわかり、安心した。

事例2 近所の住民の協力による80代ひとり暮らし高齢者のためのケアネット活動

80代ひとり暮らし高齢者のNさんは5年前まではスーパーマーケットまで自転車で買い物に行き、その後は遠くても歩いて買い物に行く頑張り屋である。直ぐ向かいの奥さんがケアネット活動に志願し、Nさんの見守りや話し相手、庭の草刈り、Nさんの庭にある柿などの実を勝手に採取する等、プライバシーにも首を突っ込む、おせっかいやきのおばさんだが、Nさんは心広く受け入れる人であった。そのため、向かいのおばさんは気を良くして、東京に住むNさんの長男とインターネットで連絡を取り合ってくださった。一昨年、長男夫婦が帰郷し、現在Nさんと一緒に住んでいる。Nさんは安心して、以前の頑張り屋から可愛いお婆ちゃんになって元気に過ごしておられる。

事例3 意に反して介護施設へ入所させられた一人暮らし高齢女性との関り

少し認知症が入ったと思われる80代ひとり暮らし高齢女性の見守り活動をしていた。

彼女には結婚して富山市内に家庭を持つ養女が一人いるが、養女は多忙のため、高齢の母を毎月一回程度の訪問や連絡をするだけであり、二人の言い争う姿を見かけたこともあった。

見守りのため母親を訪問した際、不在が二日続いたので娘に電話をすると、介護施設に入所したことだった。後日、その施設に出向き本人に面会した際、母親は娘が「施設に見学に行く」と言ったので一緒に来たが、そのまま入所させられた。

「娘に騙された」と悲しい表情で話した。“可愛がってきた娘に裏切られた“と思う母の気持ちを考えると、何とかしてあげたいと思うが、先行きが心配な親の現状や、それに対する自身の生活環境を考えた上で判断した娘の気持ちも考えると、『民生委員はどこまで関わることができるのか?』思い悩んだ。

事例4 80-50問題を抱えた親子との関り

同じ町内の人から「近所の家の息子さんが母親に対して毎日怒鳴り散らしているので、何とかしてほしい。」との相談を受けた。翌日その家を訪問したところ、80代の母親と独身で仕事をしないでいる50代の男性の家庭で、いわゆる“80-50問題”の家だった。

先輩の民生委員に相談したところ、包括支援センターに連絡するようアドバイスを受けた。後日、包括支援センターから母親がデイサービスを利用することになったとの連絡を受けた。その連絡が来るまで日中、何度か訪問したが、留守のときが多くなった。そこで、夜の散歩がてら見守り活動をした。その後、母親は病気になり入院、

息子は一人になり、自らの命を絶ってしまった。本当にショッキングな出来事であつた。

私は民生委員として、もっと他のやり方があったのではないか。怒鳴られていた母親のことばかり思い、怒鳴り散らす酷い息子だと決めつけていなかっただろうか。息子さんも発散できない悩みがあったのではないか。どうすれば良かったのか？今も考えさせられる。

(3) 今後、取り組んで行くこと

地域での気になる人びとを発見して見守り、相談を受け、よりよい福祉へのつなぎ役として委員活動の強化を目指します。

(4) 連携する機関（重要度順）

社会福祉協議会・町内会（地区住民）・包括支援センター・地区センター

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

民生委員が要支援者にどこまで、どの様に関わって行くのか？難しい課題です。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

特になし。

(様式2)

活動強化方策策定に向けて

(1) 地域で見えてきた現状と課題

高齢化が進む中、地域の生活基盤整備が問われている。

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えている。
- ・親の世話をできず、親の同意なしに施設に入居させるケース。
- ・80-50問題の家庭など、難しい問題をかかえた高齢者もいる。
- ・運転免許の返納で通院・買い物の不自由を感じる高齢者がいる。

(2) 地区民協として課題への取り組み方

- ① 高齢者の見守り活動における課題や対策に関する検討会を実施している。
- ② ケアネット活動の実施。(地域住民・福祉推進員・社会福祉協議会の協力)
- ③ 配食サービス、会食会、年末お見舞い活動。(コロナ禍で現在一時休止中)

(3) 今後も取り組んでいく目標

地域での見守り・調査活動を通して、困りごとや問題点を明らかにして「高齢になっても住みよい地域作り」に取り組む。

(4) 連携する機関（重要度順）

地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、自治振興会、地区センター

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

- ① 高齢者の意思を尊重した取り組み
- ② 80-50問題への取り組み強化
- ③ 高齢者の孤立化を防ぐ取り組み

(6) 活動強化方策の策定に必要な図及び写真等の添付

なし

《宮野地区民生児童委員『活動強化方策・地域版2022-2025』》

重点2 さまざまな課題を抱える人びとをささえる

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の孤立を防ぎ

「高齢になっても住みよい地域作り」を目指した活動の強化。

- ① 高齢者の意思を尊重した取り組み
- ② 80-50問題への取り組み強化
- ③ 高齢者の孤立化を防ぐ取り組み

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック

古里地区民生委員児童委員協議会

事例事項

重点事項1 地域のつながり、地域力を高める

《ポイント》 生活道路における児童の交通安全確保に向けた自治会との連携

《事例テーマ》 子育てを応援する地域づくりの推進

事例概要

(1) 現状 《地区の状況》

担当地区は大きく二つの集落(羽根・川口)からなり、昔ながらの農村地帯である。ほとんどの家が兼業農家であり、一部の住宅は国道359号や県道59号に面しているが、多くの住宅は農地の中にある集落である。一部にある住宅団地も40年余り経過し高齢者世帯となってきている。また、ここ数年前から農地整備の課題をかかえている地区である。

(2) 今、取り組んでいること

《取り組みのきっかけ》

民生委員・児童委員が児童との関わりを持つ機会が少ないので現状です。小学校との懇談会は7月と12月に年間2回組み込まれている。どのような姿勢で臨めばよいか思案の上、保護者に子供の様子を聞くために家庭訪問をした。たいていの保護者は、学校へ感謝されている様子でした。保護者の中には幅の狭い道やカーブをスピードを上げて走る車が多いので、上下校時の交通安全を心配していました。(果たして、これは学校と関りがある問題であろうかと思案した)

《具体的な活動》

① 富山西警察署交通課へ相談に行った。

担当者から「この道路は生活道路であり、速度規制はできない。地区の人に相談して見てください。」との指導を受けた。

② 地区自治会総会で児童の交通安全への配慮を依頼した。

- ・出席者から「地区の問題なので全家庭に伝えて欲しい」と追加意見が出た。
- ・この発言に嬉しく思った。やはりいろんな問題を言ってみるものだと感じた。
- ・自治会は『生活道路での安全運転のお願い』として、「十分に減速し、細心の注意をして安全運転に心がけるように」と、現場の地図を付けて住民に啓発活動をした。
- ・その場所には「徐行・カーブあり」の看板が元々あったが、新しい看板を作り替えられた。

(3) 今後、取り組んでいくこと

地域での見守り・調査活動を通して、困りごとや問題点を明らかにして「住みよい地域作り」に取り組む。

(4) 連携する機関（重要度順）

・行政　・自治振興会　・住民　・各種団体

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

《取り組から学んだこと》

この道路は危険個所であることは多くの地区住民は認識していたと思われる。

しかし、その付近に子供を持つ保護者の不安な思いは一層大きいものであることが地区の人に伝わったと思われる。安心して生活する上での問題点を把握し、周囲の人や地区の人と共に考える機会を捉えて話し合うと、そこから改善策が見えてくることを事例で学んだ。

この活動をさらに進めてゆく。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

《担当地区参考資料》

○世帯数(6.1 住民基本台帳)； 328 世帯

○人口(6.1 住民基本台帳)； 801 人, 男 380 人, 女 421 人

○在宅ひとり暮らし高齢者の状況(4.1 住民基本台帳)

高齢者台帳登録者 15 人

高齢者台帳未登録者 10 人(内 5 人施設等入所 内 3 人就労)

世帯分離者(家族等と同居) 7 人

○高齢者世帯の状況(同居の最高齢者年齢による区分)

年 齢	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~
世帯数	4	16	9	12	3	8

道路周辺と看板



(様式 2)

活動強化方策策定に向けて

(1) 地域で見えてきた現状と課題

担当地区は大きく二つの集落(羽根・川口)からなり、昔ながらの農村地帯である。ほとんどの家が兼業農家であり、多くの住宅は農地の中にある集落である。一部にある住宅団地も 40 年余り経過し高齢者世帯となってきた。また、ここ数年前から農地整備の課題をかかえている地区である。

- ・担当地区は大きく二つの集落(羽根・川口)からなる兼業農家の多い農村地帯。
- ・一部にある住宅団地も 40 年余り経過し高齢者世帯となってきた。
- ・一部の住宅は国道 359 号や県道 59 号に面している。

(2) 地区民協として課題への取り組み方

小学生の登下校時の交通安全への地区民児協の取り組み方

- ① 実情の把握取り組み。
- ② 警察行政へ訪問相談し助言をうける
- ③ 自治振興会・住民との連携による、児童の交通安全への働きかけ

(3) 今後も取り組んでいく目標

地域での見守り・調査活動を通して、困りごとや問題点を明らかにして「住みよい地域作り」に取り組む。

(4) 連携する機関（重要度順）

- ・行政機関
- ・自治振興会
- ・住民
- ・各種団体

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

- ①地域での危険個所を地区住民が認識できるように調査・広報活動をして行く。
- ②安心して生活出来る地域を目指して、問題点を把握し、住民と共に考える機会を作り話し合いながら改善策を見いだし、安全な環境の整備をする活動をさらに進めてゆく。

(6) 活動強化方策の策定に必要な図及び写真等の添付

なし

《古里地区民生児童委員『活動強化方策・地域版 2022-2025』》

重点事項 1 地域づくり地域力を高める

生活基盤である地域環境の点検、住民、児童の交通安全確保に向けて、行政機関・自治会（町内会・住民）との連携を深める活動をする。

事例事項

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させる

《ポイント》

ブロック研修会を分科会方式により実施することにより「参加者の多くの人が発言する機会を作ること。」や「他の民児協との意見交換の場を持つことが出来ること。」により委員個々の支援力アップを目指す。

《事例テーマ》

単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援

概要

《きっかけ作り》

- ・令和3年度婦負ブロック研修会の世話人となり、従来のような大会場で講師を招聘し講演を聴講する講演会方式により実施するため、会場探しをしたが残念ながら10月～11月末まで平日は全て予約されていて適当な会場確保が出来なかった。
- ・定員150人程度の会場確保出来たが、このコロナ禍での研修会開催であり、密を避けるためにも委員全員(現員148人)が一同に会して実施することは困難であると考え、コロナ禍における「新しい研修の在り方を模索するのも良いのではないか。」と考え、3分科会方式により実施することとした。

《具体的な活動》

- ・一隅を照らす(活動事例集・第13集)の婦負ブロック実践活動事例から、各民児協に対して3事例の推薦依頼を行い、推薦のあった事例を各分科会2事例に決定し、分科会において改めて発表願うこととした。
- ・参加者全員での事例学習するため、意見交換要旨発言要旨を記録した「婦負ブロック研修会報告書」を作成することとし、委員個々の支援力アップを目指すこととした。(補足;令和3年度富山市民生委員児童委員協議会婦負ブロック報告書は、令和4年3月に市民児協正副会長及び事務局及び各ブロック長に配付済み)

《効果や課題》

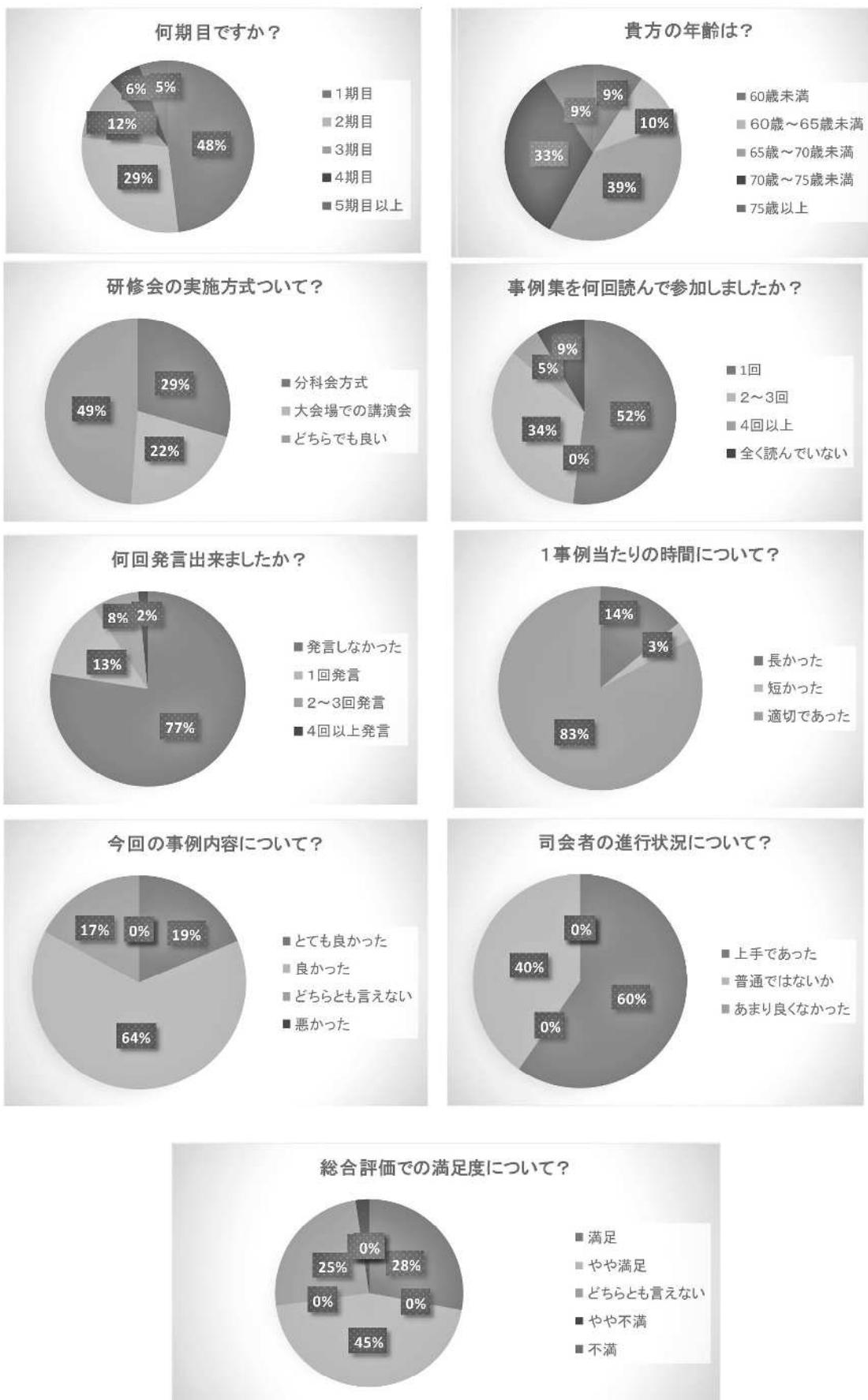
別添アンケート調査の分析により私見であるが「効果や課題」次に記載した。

- ・参加者133人、アンケート回収率129枚、回収率97%であった。
- ・1期の委員割合が48.06%、2期以上が51.94%
- ・年齢構成では1期の65～70が50.00%、70～75が24.19%、2期以上では70～75が40.3%，65～70が28.36%であり、今後も1期や2期限りで退任する者が多くなることが予想される。
- ・分科会方式開催を支持している者が29.46%つまり3人に1人が支持している。
- ・発言回数であるが1期目の87.1%の者が発言していないこと。2期以上の者でも発言なしが68.6%と高く、一部の者の発言が多かったことが想像される。
(参考;発言回数4回以上の者は、1期0.00%、2期以上2.99%)
- ・総合評価では、「満足・やや満足」の割合が72.87%の高い評価であったこと。
- ・3年に一度位は分科会方式等により「委員個々の支援力アップを目指す。」研修会開催としたい。

婦負ブロック研修会アンケート調査回答比較グラフ（設問に対する回答割合）

開催日:令和3年11月10日(水)

(参加予定者138人・参加者133人・回収数129枚・回収率率97%)



「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
音川地区民生児童委員協議会

事例事項

重点1 地域のつながり、地域力を高める

テーマ 『新任民生委員児童委員の高齢者との、コミュニケーションの築き方』

(1) 現 状

新任の頃、前任者から「あそこの女性高齢者は、なかなか声掛けに訪れても出でもらえないかも知れない」と言われていた。

訪問しコミュニケーションを取ることの困難さに直面する事から見守り活動が始まる。

(2) 今、取り組んでいること

実際2～3回訪れて会えなかつたので、近所の世話役に頼み携帯の番号を教えて貰い、あらかじめ連絡を取り、初めて会い声掛けができました。その時、「これからもマメに顔を見にくるから」と伝え、会える様になっていきました。

(3) 今後、取り組んでいくこと

他の高齢者の方にも同じ様に伝え、コミュニケーションを取れるようになり、話し相手をしながら自分が気づかない他の高齢者の事も聞け、その他の方々にも声掛けが出来るようになっていきました。

このように、コミュニケーションのきっかけとして、地域の世話役の方に相談するの は、一つの有効な方法だと思います。

(4) 連携する機関（重要度順）

- ・地域の世話役（自治会）・各種地域の団体・包括支援センター

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

この様な経験から地域全体でコミュニケーション場を作つて頂ければと提案しました。幸い音川地域の自治会を中心に各種団体で「住み良い音川築り」協議会を発足してもらいました。これが力になり、民生児童委員が見守り活動がしやすくなりました。

今では、『一人暮らしの人』『高齢者世帯』と定期的訪問し、声掛け、忌憚のない対話をしながら活動をしています。人生の先輩方のお世話やハンディキャップのある方のお世話出来る、「民生児童委員活動」「任務」に生き甲斐を感じています。人生の先輩方の経験や知恵を拝見させていただいて心が豊かになりました。地域の関係者の皆さんや行政の各関係機関の方々に心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

(6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付

特になし

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
神保地区民生委員児童委員協議会

(様式 1)

重点 1 地域のつながり、地域の力を高める

テーマ 【ポイント】高齢者の支援・健康作り、フレイル予防

(1) 現状 【概要】

コロナ禍の長期化で、感染を恐れるあまり。外出を控えるなど運動量の低下等により、筋肉量の低下、基礎疾患の悪化、認知機能の低下など、健康への様々な影響が危惧されます。

各研修会の中止、サロン活動の自粛、訪問活動の減少があったが、配食、夏場の経口補水の配布は継続維持できた、高齢者が楽しみにしている老人会は、中止となつた。

民生委員児童委員も、11名中8名が新任で、活動もこれからである。

(2) 今、取り組んでいること 【具体的行動・結果】

福祉協議会、自治会、民生委員児童委員協議会が協働で、11月25日神保公民館体育館で感染対策を徹底して、2部構成でふれあいの場を開催。

(密を避け飲食はなし、お弁当、お菓子の持ち帰りとした)

参加資格は神保にお住まいの75歳以上を対象に、福祉推進委員がイベントチラシの配布と参加確認。

交通手段のない人や体の不自由な方の送迎は民生委員児童委員が担当。

参加者は、午前の部：55名、午後の部：54名

・神保保育園児のお歌、芸の披露

・富山市角川介護予防センターによる、「家でもできる介護予防運動」指導、フレイル予防食の紹介

・bingo大会





参加者の皆さんには笑顔もあふれ、コロナ禍で運動不足になりがちな生活を見直す良い機会になったことだと思います。

民生委員児童委員も、日頃訪問していない高齢者と接触持てることができ、他の地区の人とのつながりができました。

(3) 今後、取り組んでいくこと

民生委員児童委員担当地区単位で福祉推進委員、自治会、福祉協議会と協働しながら介護予防につながるサロンの開催を働きかけ、支援していく。

(4) 連携する機関（重要度順）

社会福祉協議会・自治会・富山市行政機関（各種施設）・小学校・保育所
・各種団体

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）【今後の課題】

- ・民生児童委員活動として介護予防への働きかけ
- ・健康チェックシートを作成し、訪問時に症状の確認、地域包括センターと情報の共有
- ・集まりの場を活用し活動
- ・社会福祉協議会・自治会と連携し、各地域への運動指導士のいきいきサロンへの派遣の企画提案。

サロンの参加者は見守り対象外の人たちの参加も多く、他地区との交友関係、つながりもわかり有益であった。委員の担当地区単位で福祉推進委員・自治会・福祉協議会と協働してサロンの開催を働きかけ、介護予防につながる活動にしたい。

「一隅を照らす」活動事例

婦負地区ブロック
山田地区民生委員児童委員協議会

(様式 1)

重点2 さまざまな課題をかかえる人びとをささえる
テーマ 家庭に問題を抱える子供たちに接して

(1) 現 状

毎月の定例会で地区民生委員から、担当地区内に夜不帰者が徘徊していて不安だと言う話を聞きましたと報告がありました。

いろいろ情報を収集すると不審者は地区内の青年である事が判明しました。民生委員児童委員としてどの様に対応するか検討を重ね様子を見守りました。

(2) 今、取り組んでいること

地区総代さん、地区センター、地域包括支援センター等に相談しました。最終的には、家を出て施設に入所する事になりました。

今回一番ネックになったのは、父親の協力が得られなかった事です。複雑な家庭環境のなかで、この青年は中学生のころから性格が変わったようです。中学生の頃に周囲の人達が何か手助けが出来なかったのかと悔やまれます。

(3) 今後、取り組んでいくこと

小学生の子供さんが、毎日同じ服を着てきたり、食事をきちんと取っているのか、お風呂に入っているのか等心配な状況であると報告がありました。

主任児童員が、母親と面会を重ねたり、学校と相談したり、相談されたりしながら様子を見守っているところです。

この様に様々な課題を抱えた「支援を必要とする住民」の皆さんに寄り添い、見守り活動に取り組んでゆきます。

(4) 連携する機関(重要度順)

- ・地区総代（自治会）、地区センター、地域包括支援センター

(5) 実施時期等（進め方・手順等・今後の取り組み課題等）

すべてが解決には至っていませんが、この様な事が都会ではなく田舎の山間地域でも起こっているのです。

私たち民生委員児童委員は、一人暮らしの高齢者とか、高齢者世帯とかに目が向がちですが、保育園児や小中学生。高校生等にも目を向けるべきと考え行動を起こし、次の事を実践していきたいと思っています。

- ① 現状を把握し担当地区にどんな子供たちがいるのか?
　　どこの学校に行っているのか?
　　家庭環境に問題はないか等の確認
- ② 学校と連携し、朝のあいさつ、声掛けの実施、登校時に学校の前で先生が子供たちを出迎えるのに同行し、一緒に声掛けをする。
- ③ 子供たちに積極的に声かけをする。

現在コロナ感染拡大のため、実践出来ていませんが、毎月の定例会で計画を立て行動を起こしたいと思っています。

- (6) 事例報告に必要な図及び写真等の添付
　　特になし

編著委員 富山市民生委員児童委員協議会

会長 山村 敏博
副会長 高山 礼子
副会長 森田 幸
副会長 牧野 文三郎
副会長 細野 忠
副会長 柳井 信一郎
副会長 稲垣 啓子

中地区ブロック代表

会長 奥田 達夫

東地区ブロック代表

会長 山岸 親史

西地区ブロック代表

会長 山村 敏博

南地区ブロック代表

会長 中土 弘

北地区ブロック代表

会長 木村 秀之

富山市新川地区ブロック代表

会長 山本 賢

婦負地区ブロック代表

会長 竹内 久子

「一隅を照らす」

～活動事例集（第14集）～

令和4年11月発行

発行 富山市民生委員児童委員協議会
〒939-8075 富山市今泉83番地1
富山市総合社会福祉センター内
☎ (076) 422-3400

